

令和２年度 第２回豊川市都市計画審議会議事録

１ 日時

令和３年３月１日（月） 午前１０時００分～午前１１時２０分

２ 会場

豊川市役所 議会協議会室

３ 議案

【諮問議案】

第１号議案 第３次豊川市都市計画マスタープランについて

第２号議案 豊川市立地適正化計画（令和２年度改定版）について

４ 出席委員【１４名】

（１） 市都市計画審議会条例第３条第２項第１号委員

大貝彰 浅野純一郎 駒木伸比古 生田京子 長谷川完一郎
権田展健 田中みや子 林昌宏 篠崎邦江 大桑兌行 各委員

（２） 市都市計画審議会条例第３条第２項第２号委員

神谷謙太郎 星川博文 各委員

（３） 市都市計画審議会条例第３条第３項委員

齊木敏博 渡會竜二 各委員

５ 欠席委員【１名】

小原博之 委員

６ 傍聴者数

０名（非公開のため）

７ 付議依頼者

豊川市長 竹本幸夫

8 事務局及び議案説明者

都市整備部部長 岩村彰久

都市整備部次長 増田孝道

都市計画課 神谷課長、田上主幹、木内課長補佐、神藤建設総務係長、
宮本計画係長、橋本市街地整備係長、山本技師、下平技師

午前10時00分 開会

1 開会

(事務局：課長補佐)

定刻となりましたので、只今より「令和2年度第2回都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課木内でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、事務局からのお願いでございますが、昨日をもって愛知県に出されていた緊急事態宣言が解除され、現在、厳重警戒宣言が発出されています。そのため、本審議会におきましても、新型コロナウイルス感染防止対策を講じていく必要がありますので、一定の距離をとること、マスクを着用すること、換気すること、できる限り時間を短縮することなどの対策を講じて参りたいと思いますので、委員の皆様にもご理解、ご協力をお願いいたします。また、本審議会は、本来傍聴が可能であります。が、新型コロナウイルス感染防止対策として定めております本市の市主催行事の開催及び公共施設の使用における対応指針に従いまして傍聴は行わないこととしております。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数15名のうち出席者は14名でございます。豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。次に、本日の審議会は本年度2回目の開催となりますが、新たに委員にご就任いただいた方がお見えですので、事務局から紹介させていただきます。

次第をおめくりいただき、委員名簿をご覧ください。

第3条第2項第1号委員として、豊川市農業委員会会長が交代されたことにより権田展健様にご就任いただいております。

本日ご出席いただいております皆様のお名前につきましては、ご紹介を省略させていただきます、お配りしている配席表をご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、次第の2に移りたいと思いますが、本日は市長、副市長ともに他の公務があるため、審議に先立ちまして都市整備部長よりごあいさつを申し上げます。

ます。

2 部長あいさつ (都市整備部長)

改めまして皆様おはようございます。都市整備部長の岩村でございます。本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市都市計画行政にご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

令和2年度もあと一か月で終わろうとしておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大によって様々なことが中止や自粛を求められ、社会経済活動にも大きな打撃となりました。人々の生活様式の変化も求められ、本日の議題であります計画の策定にあたっては、住民説明会において動画配信を行う新しい取り組みを試みるなど、行政としても少しずつではありますが、対応を進めているところでございます。

愛知県では緊急事態宣言は解除されましたが、県独自で厳重警戒宣言が出され、引き続き警戒が必要な状態が続いております。ワクチン接種もこれから順次始まってくると聞いておりますので、何とかその効果によって早くコロナが収束してくれることを期待したいところでございます。

さて、本日の議案でございますが、都市計画課が所管しております2つの計画についてご審議いただきます。

1つ目の議案の第3次豊川市都市計画マスタープランにつきましては、現行の計画が今年度で目標年次を迎えることから、昨年度から策定作業を進めてまいりました。策定にあたりましては、上位計画となります東三河都市計画マスタープランが改定されたことや、昨今の様々な社会情勢の変化等による都市づくりの課題などを踏まえ、10年後の令和12年度を目標年次とした計画としております。

2つ目の議案の豊川市立地適正化計画につきましては、平成28年度に策定し、目標年次を令和22年度としておりますが、計画策定後に都市再生特別措置法の改正や関連計画の策定および改定などにより見直しが必要となったため、現行の計画の部分改定を行うものでございます。

両計画とも策定および改定にあたりましては、学識経験者、各種団体や公募委員で構成します策定組織を設置いたしまして、それぞれの専門的立場からの検証・助言をいただきながらまとめていただきました。

本日は、この2つの議案を諮問させていただきますので、皆様の慎重な審議、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさ

させていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局：課長補佐)

次に、本日の配布資料について確認させていただきます。

お手元には、A4版の次第、委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子、右肩に資料と記載してありますものが、No1～6までの6種類と、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令となります。なお、資料1につきましては、第1号議案、第2号議案共通の資料となっています。過不足等はありませんでしょうか。

次に、本日出席しております事務局出席者につきましては、紹介を省略させていただきます、席次表に記載のとおり都市整備部都市計画課の職員でございます。よろしくお願いいたします。

事務局からの事前の説明は以上でございます。それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

はい。皆さんおはようございます。年度末三月になりましたが、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今年度第2回目になります。本日の本審議会が円滑に運営されますよう務めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

3 議事録署名人の指名

(会長)

続いて、次第3の議事録署名人の指名です。

本審議会の運営細則第9条第2項の規定で、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」ということになっております。そこで、議事録署名人につきましては、神谷委員と星川委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 議事

第1号議案 第3次豊川市都市計画マスタープランについて（諮問）

第2号議案 豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）について（諮問）

(会長)

それでは、次第4の本日の議事に入っていきたいと思います。

今日は議題としては第1号議案と第2号議案の二つとなりますが、いずれも都市計画に関する事項として、市長から本審議会に「諮問」されている議案となります。進め方としましては、それぞれの議案ごとに事務局から説明をいただき、審議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、まず最初、第1号議案です。「豊川市都市計画マスタープランについて」、事務局から説明をお願いします。よろしくお願いします。

第1号議案説明

(事務局：都市計画課長)

改めましておはようございます。都市計画課長の神谷でございます。よろしくお願いします。説明が少し長くなると思いますがよろしくお願いします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「第3次豊川市都市計画マスタープランについて」、資料としましては、審議会資料と資料の1と2と3を使用しまして説明させていただきますので、よろしくお願いします。

最初にお手元の審議会資料の1ページをご覧ください。

「1、都市計画マスタープランとは」をご覧ください。

都市計画マスタープランは、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針であり、都市づくりの全体の道筋である大きな方針を明らかにする「全体構想」と、各地域のまちづくりの目標と方針を明らかにする「地域別構想」によって構成しております。

この都市計画マスタープランに基づいて、個別の都市計画が決定され、具体的な規制誘導や事業が実施されることとなります。

続きまして、「2、策定の必要性」でございますが、現行の計画は、平成22年度に策定、その後、第6次豊川市総合計画の策定などを受け、平成28年度に改訂を行ったもので、目標年次を令和2年度としています。

計画期間中、都市再生特別措置法の改正や、まち・ひと・しごと創生法の制定に伴い、本市では、「豊川市人口ビジョン」、「豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「豊川市立地適正化計画」を策定しました。

愛知県では平成30年度、上位計画となります東三河都市計画区域マスタープランの改訂が行われました。

こうした上位計画などの改訂や社会情勢などの変化を踏まえつつ、国が掲げる「集約型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）」の考え方に基づく都市構造を確立するとともに、本市の現況分析を踏まえた都市づくり上の課題に適切に対応するため、第3次豊川市都市計画マスタープランを策定いたします。

続きまして、2ページの「3、豊川市における都市計画マスタープランの策定の変遷」をご覧ください。

当初の計画は、合併前の1市4町において、平成7年から8年にかけてそれぞれ策定されていました。その後、1市4町の合併後の本市の将来都市像を明確にするため、平成22年度に現行の第2次豊川市都市計画マスタープランを策定し、平成28年度に中間見直しを行い現在に至っております。現行計画の目標年次は令和2年度としており、今年度で目標年次に達することとなります。

次に、「4、策定体制」でございますが、体系図にありますように、学識経験者、市内関係団体の代表者、公募委員等で構成します都市計画マスタープラン策定委員会を設置し、委員11名と県職員のオブザーバー2名の合計13名によりまして、昨年度から今年度にかけて会議を開催し、検討、審議を行ってまいりました。

また、住民説明会等で出された市民のご意見なども参考にしつつ、計画案を作成しました。

3ページをご覧ください。

「5、策定の経緯」としまして、策定委員会の内容につきましては、市ホームページに掲載させていただいておりますが、これまでの策定経緯を簡単に説明させていただきます。

資料1をご覧ください。これまでの経緯をまとめたものです。後ほど説明させていただきます立地適正化計画の経緯についても合わせてまとめたものとなりますが、左側の第3次都市計画マスタープランの項目をご覧ください。

令和元年度は、基礎データの収集整理、現行計画の達成度検証、市民アンケート調査を行い、その結果を踏まえ、第1回策定委員会において課題の整理を行いました。第2回策定委員会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面会議で全体構想の検討を行いました。今年度に入りまして、第3回策定委員会において分野別の方針及び地域別構想の検討を行い、9月に行いました第4回策定委員会において概ねの素案がまとまりましたので、11月に住民説明会を開催しました。

この住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、できるだけ密を避けることを念頭に、会場を勤労福祉会館の大研修ホールの1か所のみとしまして、感染防止対策を講じたうえで実施し、南部、代田、中部、小坂井地域は11月17日に、東部、金屋、一宮地域は11月20日に、西部、音羽、御津地域は11月27日と、10の地域を3回に分けて、全体構想の説明はすべての日程で、地域別構想の説明は、それぞれ該当する日程で説明をさせていただきました。

また、今回新たな取り組みとして、説明会で行う説明内容のYouTube動画を作成し、説明会の会場に来られない方や、これまで市の説明会に来たことがな

い方にもご自宅などでご覧いただけるよう11月17日から12月4日までの期間、市ホームページを経由して動画を配信しました。この説明会及び動画配信を通じて市民の皆様からのご意見を募集し、電子メールや郵送などの方法でご意見をいただきました。

説明会の参加者は3回の合計で50名。動画視聴回数は総合計で714回となりました。

説明会の周知方法につきましては、市広報や市ホームページをはじめ、市の公式ツイッターへの掲載や、市の定例記者会見での記者発表も行い、ご覧の新聞社の記事にもしていただき周知を図りました。なお、説明会等でいただきましたご意見は合計で24件ありました。

これらのご意見等も参考にさせていただきながら計画素案を修正し、12月25日の第5回策定委員会で正式な案としてとりまとめていただきました。そして、この計画案について、1月12日から2月12日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、4件のご意見をいただきました。

その結果も踏まえ、本日、都市計画審議会でご意見を伺いまして、3月末頃に策定・公表を予定しております。

続きまして、先ほどの審議会資料の3ページをもう一度ご覧ください。「6、第3次豊川市都市計画マスタープラン（案）」についてでございます。本編がお手元の資料2、概要版が資料3となります。

最初に、本編の構成について説明させていただきますので、お手元の資料2をご覧ください。

表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

今回の計画書の構成でございますが、序章として「計画の前提」を掲載し、第1章で「都市づくり上の課題整理」、第2章で「全体構想」、1枚おめくりいただきまして、第3章で「地域別構想」、第4章で「計画の実現に向けて」、という構成としまして、最後に参考資料として、主に現況分析の一部や市民アンケートの結果を掲載しております。

続きまして、計画の内容については概要版で説明させていただきますので資料3をご覧ください。

表紙をおめくりいただき、1ページ中段の「全体構想」から順に説明させていただきます。

第3次都市計画マスタープランの目標年次は、10年後の令和12年度とします。

次に、将来都市像につきましては、「歴史・文化・自然が息づき、人とまちが輝き続ける持続可能な都市（まち）」を掲げ、上位計画における「まちの未来像」や「都市づくりの基本理念」に即するとともに、時代の潮流を踏まえ、本市の豊

かな歴史・文化的資源や自然環境の保全と活用を図り、都市の質や魅力を高めるとともに、多様な産業と多彩な交流を育むことで、50年後も100年後も市民が希望を持ち続け、豊かに暮らし続けることができる持続可能な都市の実現を目指すこととしております。

次に、都市づくりの目標でございます。これは、本市が目指す将来都市像を実現するため、今後の都市づくり上の課題を踏まえ、目指すべき都市づくりの目標を定めるものです。今回の策定にあたっては、都市づくり上の課題を踏まえ、5つの都市づくりの目標を設定しております。また、今後の都市計画の分野においてもSDGs（持続可能な開発目標）の各目標の達成を目指すこととし、5つの目標それぞれに、SDGsの目標を対応させております。

まず、1つ目の都市づくりの目標でございますが、「生活圏ごとに様々な機能が使いやすく配置され、歩いて暮らしやすい都市づくり」を目標とし、コンパクトにまとまった生活圏の形成、各生活圏や拠点の連携・補完により目標の実現を目指します。

2ページをご覧ください。都市づくりの目標の2つ目は、「多様な産業が集積、連携し、歴史・文化を活かした多彩な交流が育まれる都市づくり」とし、この目標では、産業機能の集積強化、産業用地や交通基盤の確保、都市機能の集積を活かした多彩な交流、多様な雇用の場の確保などにより、将来にわたって活力やにぎわいを創出し続けることにより目標の実現を目指します。

3つ目は、「市民がいつまでも安全で安心して、暮らし続けることができる都市づくり」とし、この目標では、高齢者の身近な生活環境の充実、定住促進によりコミュニティの維持・活性化を図ることや、災害に強い市街地の形成や防災力の強化などにより目標の実現を目指します。

4つ目は、「山並みや田園風景、海や川を守り、都市の個性が輝き、地球環境にもやさしい都市づくり」とし、この目標では、自然環境や歴史・文化的資源を守り、活かすことで、都市の個性や魅力の向上、質の高い市民生活を確保するとともに、公共交通を中心とした移動手段の充実を図ることにより目標の実現を目指します。

5つ目は、「多様な担い手が支え、連携・協働する安定した都市づくり」とし、この目標では、財源の確保を図るとともに、道路、公園、公共施設などの維持・管理に際しては、市民や民間事業者の提案・アイデアを生かした利活用を進め、市民などとの連携・協働により健全な都市運営ができるようなしくみづくりを進めることにより目標の実現を目指します。

以上が5つの都市づくりの目標でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは将来都市構造でございます。

これは、将来都市像及び都市づくりの目標の実現に向けて、目標年次となりま

す概ね10年後の空間的・概念的な都市の骨格を将来都市構造としてお示しするものとなっております。この将来都市構造は、「ゾーン」、「拠点」、「軸」、「水と緑」の構造を構成要素としており、概ね現行計画の考え方を踏襲しています。また、今回新たに都市計画道路名豊道路為当インターチェンジ周辺において「新たな産業集積エリア」を追加しております。

続きまして、4ページをご覧ください。分野別の方針でございます。

この分野別の方針とは、本市における将来の都市づくりを実現するために、各分野の整備方針を定めるもので、今回の第3次都市計画マスタープランでは、「土地利用」、「都市施設整備」、「市街地整備」、「自然環境などの保全及び景観形成」、「都市防災など」の5つの分野において都市づくりの方針を定めています。

概要版では、それぞれの方針における主な方針を抜粋し記載しております。

最初に、土地利用の方針につきましては、低未利用土地の利活用、中心拠点における多様な都市機能の誘導、地域拠点におけるコンパクトな生活圏の形成、八幡地区における交流人口の拡大や雇用の創出、臨海部工業用地での立地促進、市街地調整区域での自然環境の維持保全などを方針として掲げます。

続きまして、5ページをご覧ください。

都市施設整備の方針につきましては、「道路」、「公共交通」、「公園・緑地」、「河川・下水道・水道」、「その他都市施設」の分野に分けて方針を定めております。

まず、道路につきましては、都市計画道路名豊道路や東三河環状線などの整備、スマートインターチェンジや道の駅の必要性を検討、渋滞解消や狭あい道路の改善、道路の緑化や無電柱化など道路環境の向上、歩行者ネットワークの形成や自転車利用の促進などを方針として掲げます。

次に、公共交通では、持続可能な公共交通ネットワークの形成、名鉄諏訪町駅周辺の都市基盤施設の整備検討、JR愛知御津駅の橋上駅化や自由通路、駅前広場の整備、主要な鉄道駅のバリアフリー化の検討、パークアンドライドの推進などを方針として掲げます。

次に、公園・緑地では、赤塚山公園において官民連携の事業手法や民間活力導入による施設整備、豊川公園では再整備による機能の充実、市民活動団体などの参画を促進するための仕組みづくりなどを方針として掲げます。

次に、河川・下水道・水道では、河川整備計画に基づく改修、豊川市下水道基本計画に基づく効率的な整備の推進、水道施設の効率化などを方針として掲げます。

最後に、その他都市施設では、ごみ処理に関連する施設や処理体制に係る方針、公共施設の多機能・複合化などを方針として掲げます。

続きまして、6ページをご覧ください。

市街地整備の方針につきましては、土地区画整理事業の推進や支援、低未利用

土地や空き家の有効活用、中心市街地の活性化、新たな産業用地の検討などを方針として掲げます。

次に、自然環境などの保全及び景観形成の方針につきましては、森林や河川・臨海部の環境保全・育成、都市緑化の推進、歴史・文化的資源や田園風景の保全などを方針として掲げます。

最後に、都市防災などの方針につきましては、災害の恐れがある箇所の周知と土地利用の適正な規制と誘導、老朽建物の耐震化の促進、倒壊の危険性のあるブロック塀などの撤去・改修の推進、避難地などの適正な配置、備蓄品の確保などを方針として掲げます。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページから10ページまで、各地域の地域別構想となります。

この地域別構想とは、市民にとって身近な生活圏の範囲ごとに、各地域の特性や個性、地域ニーズにきめ細かく対応した、地域らしさのあるまちづくりの方針となります。現行計画では、中学校区を単位として10の地域区分を設定しており、今回の第3次都市計画マスタープランにおきましても、現行計画を踏襲し10の地域区分としております。

各地域のまちづくりの目標と方針の設定にあたっては、地域特性や都市構造上の位置づけ、都市づくりの目標に対する地域の役割や課題を整理し、地域ごとに2つのまちづくりの目標を掲げています。

東部地域では、「中心拠点にふさわしい商業・業務機能を誘導し、にぎわいのあるまちづくり」と「質の高い環境のまちなか居住を実現するまちづくり」の2つをまちづくりの目標とし、図面上に記載してあります様々な取り組みを方針として掲げます。

以降、各地域の目標を申し上げます。南部地域では、「文化・交流、商業業務などの集積を活かした、中心拠点の一角を担うまちづくり」と「防災機能の強化などによる安全で安心なJR牛久保駅周辺のまちづくり」。

8ページをご覧ください。

中部地域では、「八幡駅周辺地区における多様な都市機能の集積と質の高い市街地環境の創出をめざすまちづくり」と「公園や歴史的資源、市民の憩いの場となるレジャー施設などの機能強化とネットワークによる広域交流とにぎわいを創出するまちづくり」、西部地域では、「広域公園を中心とする自然・レクリエーション環境や、歴史を伝える資源を活かした交流とにぎわいを創出するまちづくり」と「交通の要衝、広域交通ネットワークなどのポテンシャルを活用した名鉄国府駅周辺の地域拠点としてのまちづくり」、代田地域では、「プリオビルを拠点に地域と連携した、中心市街地の魅力と活力を生み出すまちづくり」と「医療、福祉、公共施設、商業、住宅などの多様な機能の集積する名鉄八幡駅周辺地区の

地域拠点としての魅力づくり」。

1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

金屋地域では、「JR豊川駅周辺と名鉄諏訪町駅周辺を結びつける中央通地区の魅力を生み出すまちづくり」と「環境軸を構成する佐奈川の水辺環境や桜並木を活用した潤いあるまちづくり」、一宮地域では、「地域の商業や生活サービスの中心となる、魅力ある地域拠点としてのまちづくり」と「自然環境や資源を活用し、既存の機能の充実による、魅力ある自然レクリエーション拠点としてのまちづくり」、音羽地域では、「自然的環境や歴史資源を活用しネットワーク化を図るとともに、既存の機能の充実による、交流とにぎわいを創出するまちづくり」と「地域の商業や生活サービスの中心となる、魅力ある地域拠点としてのまちづくり」。

10ページをご覧ください。

御津地域では、「広域公園や臨海緑地などを中心とする自然や海洋レクリエーションの活性化によるまちづくり」と「JR愛知御津駅周辺をはじめとする利便性の高い地域拠点としての魅力あるまちづくり」、小坂井地域では、「市街地内に接近する鉄道3駅の連携と機能分担などによる、地域拠点の魅力あるまちづくり」と「既成市街地の居住環境の充実、緑の創出などによるゆとりと潤いのあるまちづくり」を、それぞれの地域のまちづくりの目標としております。

最後に、11ページをご覧ください。

ここでは各地域で実際に活動されている市民活動団体の活動を参考に、市民協働で目指す主な取り組みを記載しています。

以上が、第3次都市計画マスタープランの全体構想及び地域別構想の概要でございます。

以上で、第1号議案、第3次豊川市都市計画マスタープラン（案）に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第1号議案 質疑・採決

（会長）

どうもありがとうございました。それでは、今の説明いただきました、第1号議案、豊川市第3次豊川市都市計画マスタープランの案について、ご意見あるいはご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑応答】

（会長）

現行計画の第2次のマスタープランを策定するときにも、この審議会で審議しました。その時の議論を少し思い出したのですが、その時は、しっかりと計画

を作るなら、それをしっかりと評価して次の計画につなげることが大切という意見が非常に多く出てました。今回、資料2の7ページのところに、前計画の評価というのが2ページに渡ってありますが、この内容について簡単でいいので説明していただき、今回の計画にどう反映されているのかを説明していただきたいと思います。

(事務局：都市計画課長)

それでは今会長からご意見ありました、資料2の7ページをご覧ください。現行計画は平成22年に策定してその後平成28年に改訂を行っております。今回、この前計画の評価につきまして第3次都市計画マスタープランでは、平成28年に見直し改訂を行った計画についての評価という形で行っております。評価の仕方としては、資料2の7ページをご覧くださいます通り、アウトプット指標とアウトカム指標、いわゆる実績と効果という視点で、それぞれ掲げております事業を評価しています。

1枚おめくりいただきまして、8ページにそれぞれ位置付けております事業を、そのような指標に基づきまして重要度や達成度というものをそれぞれ分布にあります通りの評価という形で整理をしております。この中で左の方に行くほど、まだ達成されていない項目となりますが、一番ポイントとなるのが一番左側の一番上というところとなります。今は何にもございませんが、こちらにあるものが優先的に取り組まなければならない内容になってくると思います。ただ、必ずしもこれが右の一番上に行ったからやらなくて良いというわけではありませんが、こういった形で今どういう進捗が図られてるかという整理をしたうえで、今回第3次の計画を作るための課題を抽出して、そのうえで今回の計画をまとめているというような状況でございます。このような考え方に基づいて都市計画マスタープラン策定委員会でもご議論いただいて、本日に至っているということでございます。以上でございます。

(会長)

そのような整理は都市計画課の方で、地道な作業をやりながら整理したという理解で良いですか。

(事務局：都市計画課長)

令和元年度に都市計画マスタープラン策定委員会を設置する前に、事務局の方で全ての事業の整理をし、市役所の庁内の会議にも諮り調整をした結果、この形になっているということでございます。以上でございます。

(会長)

分かりました。

どなたからでも構いません。どうぞ。

(A委員)

Aと申します。ご説明ありがとうございました。

一点だけお伺いしたいのですが、資料3の3ページのところに将来都市構造があり、ご説明だと名豊道路と東三河環状線が交差する辺りに新たな産業集積エリアを追加したということだったと思います。ここは西部地域になると思いますが、同じ資料の8ページの真ん中にある、西部地域の地域別構想の中には特にそのことは書かれていないと思います。それは新たな産業集積エリアは、市全体としてのことだから地域別の方ではないという理解でよろしいでしょうか。それともなにか意図がありましたらお願いします。

(事務局：都市計画課長)

資料3の8ページ、西部地域の一番上の地域全体というところに、「(都) 名豊道路 豊川為当インターチェンジなどを中心にした新たな産業集積による地域活性化」という文言で、箇所を指定するというよりも、この地域全体での取り組みという形でまとめさせていただいております。字が小さく若干わかりづらかったかもしれませんが、このような形で記載をさせていただいております。

また、図面に対して一番左下にも「豊川為当インターチェンジ周辺における新たな産業集積を検討」という形で、引き出しでも記載をしております。

(会長)

よろしいでしょうか。A委員。

(A委員)

はい。確かに字で書かれているので分かりました。

(会長)

その他何かご質問があれば。ご意見でも。

B委員、この策定に関われたということで、何かコメントがあればお願いします。

(B委員)

そうですね、私がこの策定委員会のとりまとめをさせていただきました。一昨年から作業となり、とても長かったのですが、全体の感想としては、やはりコロナウィルスという社会全体が大きく変わるような事柄が起き、しかも、計画のとりまとめがかなり進んでいる段階で起きたので、その取扱いをどうするのかというのが少し大変でした。委員会の中でも新しい都市のありように関する内容も盛り込めないかという議論もしました。

現在は学会の方でも都市づくりにどのようなことが活かせるのかということですが、多くまとめられています、策定作業時にはそのようなものがなかったので、議論した中で盛り込めるものは入れていこうという話しはさせていただきました。

また、せっかく委員会を開いてもなるべく密を避けるため会議を短くするという中で、ご意見を言っていただく時間を長く取れないという状況下でしたが、住民説明会の仕方として動画配信をしたらどうかというようなアイデアがでて、それに取り組んだというのも一つ新しい挑戦ができた点であると思います。もちろん内容が比較的固いので、視聴回数が極端に多いというわけではありませんが、新しい取り組みができたと思っています。

主な変更内容としては、今回3回目の策定ということで、SDGsをしっかりと入れ込んだ点と、先ほどの新たな産業集積エリアに関する記載を追加した点です。

また、一番最初に会長から言われた指標については、最初の方に議論したんですけども、これは比較的フィックスした指標で評価されているので、継続的に評価していくにはいいのですが、景観系の指標のように元々評価していない指標は評価されないままなので、今後はそのような指標の追加も検討していくとよいという議論もありました。少しかいつまんでですが、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

その辺は事務局も承知しているところですよ。今後の運用に活かしていくようお願いします。

その他皆様から何かご意見ご質問はありますか。

どうぞ。

(C委員)

都市計画マスタープランと直接的な関係はないのかも知れませんが、歩いて移動できるコンパクトな街、コンパクトシティを目指しているのも一つの指標

だと思いますが、郊外の土地の価格が比較的安いところに住宅を建築する方が増えると徐々に街が広がっていくのではないかと思います。そうなると、コンパクトシティを目指す市の考えと異なると思います。街の中の空き家の路線価は、その街の中の高い路線価のまま残っていると思います。そのようなところを放置しておくと街が広がっていく、空洞化していくということにつながると思います。街の中に人を呼び込むため土地代を安くするというのは、売り手側の地主さんにとっては不利なことです。市は、市の施策で限定的な特区のようなものを作り、そこに家を建てて住めば、何年間は固定資産税等が減額されるようなことを検討してみてもいいのではないでしょうか。

(会長)

はい、具体的な施策の内容であると思いますが、都市計画課のほうで何かあります。

(事務局：都市計画課長)

はい。今空き家や空き地の問題もありますし、C委員がおっしゃるようなお気持ちになられる方もみえると思います。今の予想ですと、人口は今後減少していきます。土地が安いからと言って郊外に住んでしまっても、将来的に周辺に病院や店舗が無く、不便さが出てくる可能性があります。

市としては次の議案になります。立地適正化計画の方で、いわゆる居住誘導区域や都市機能誘導区域という形で、利便性の高い施設をなるべく集約して、基本的には街中に居住を誘導するという計画を策定して示させていただいております。

細かい施策につきましては、そのようなアイデアもあると思いますし、現在市としては、都市機能誘導区域に市外から転入をして来られる方へ、助成をさせていただいております。空き家対策については建築課の所管となりますが、所有者の方を探索したりですとか、建物が危険な状態にある場合には除却というような検討も進めさせていただいております。そのような形で郊外に広がるというよりは、どちらかといえばコンパクトになっていくような施策を個々には取り組まさせていただいておりますので、そのような施策をしっかりと周知しながら市民の方、市外の方も含めてご理解いただきたいと思います。

(C委員)

目先の利益みたいなのが一つあると関心を持ってもらえると思います。

(事務局：都市計画課長)

一つの案であるとは思いますが、そのような形でコンパクトシティに必要な施策としていくつかは取り組まさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

(C委員)

ありがとうございました。

(会長)

どうもありがとうございます。その他、何かご質問、ご意見あれば伺います。

時間もだいぶ経過しておりますが、これでご質問、ご意見を打ち切って、この案についてお諮りしたいと思いますがよろしいですか。

本日提案いただいた第3次豊川市都市計画マスタープランの案について、特に反対意見は無かったと私としては理解いたします。ですので、この第1号議案の豊川市都市計画マスタープランについて、原案のとおりでご異議ございませんか。

【異議なし】

(会長)

ありがとうございます。それでは第1号議案については、原案どおりで異議なしと認めます。

それでは、次の第2号議案にうつります。

「豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：都市計画課長)

それでは、第2号議案「豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）について」、ご説明いたします。

なお、本議案につきましては、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、本審議会において説明させていただくものでございます。

引き続き着座にて説明させていただきます。

本議案の資料としましては、審議会資料と資料の1と4と5と6を使用しまして説明させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、審議会資料の4ページをご覧ください。

「1、立地適正化計画とは」です。全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一

定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあることが懸念されています。こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むための計画が「立地適正化計画」となります。

立地適正化計画には「計画の区域」、「住宅及び都市機能施設の立地の適正化に関する基本的な方針」、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」、都市機能施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、都市機能誘導区域に誘導を図る「誘導施設」、居住の誘導及び都市機能増進施設の立地を誘導するために「市町村が講ずべき施策（誘導施策）」等を定めることとされています。

続きまして、「2、改定の必要性」でございますが、現行計画は平成28年度に策定し、目標年次を令和22年としています。本市の計画策定後、都市再生特別措置法の改正等により新たな制度が創設されたこと、上位計画であります愛知県の東三河都市計画区域マスタープランが改定されたことや関連計画である第3次豊川市都市計画マスタープランを策定していること等を踏まえ、令和2年度において計画を改定するものでございます。

なお、改定にあたって、都市構造上の課題や計画策定後の取り組み等の分析・評価を実施した結果、本市が抱える課題の傾向に大きな変化はみられなかったため、今回の改定は、まちづくりの方針や目指すべき都市の骨格構造等は策定時の内容を踏襲し、見直しが必要な箇所のみを変更する部分改定となります。

1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。

「3、策定体制」についてです。

立地適正化計画の改定にあたっては、今年度からの作業となりますが、体系図にありますように、学識経験者、市内関係団体代表者、公募委員等で構成します立地適正化計画専門部会を設置し、都市計画マスタープラン策定委員会と兼任する形で委員11名と県職員のオブザーバー2名の合計13名により検討、審議を行っていただきました。

また、住民説明会で出された市民のご意見なども参考にしつつ、改定素案を作成しました。

専門部会の内容につきましては、市ホームページに掲載させていただいておりますが、これまでの策定経緯を簡単に説明させていただきます。

「4、策定の経緯」につきましては、資料1をご覧ください。

表の右側の欄になりますが、都市構造上の課題や計画策定後の取り組み等の分析・評価を、昨年度の都市計画マスタープランの基礎データの収集整理、現行計画の達成度検証と並行して行い、今年度7月に新型コロナウイルスの影響もあり、書面会議として実施しました第1回専門部会において、本市が抱える課題の傾向に大きな変化はみられなかった旨の報告、それから、まちづくりの方針や

目指すべき都市の骨格構造等は策定時の内容を踏襲し、今回の改定は、見直しが必要な箇所のみを変更する部分改定とする方針を決定しました。

第2回専門部会では、都市再生特別措置法の改正等により創設された新たな制度のうち、本市の計画に盛り込む施策や、居住誘導区域の設定方法など、計画の改定内容の検討を行い、9月に行いました第3回専門部会において概ねの素案がまとまりましたので、都市計画マスタープランの説明会と同時開催という形で11月に住民説明会を開催しました。

また、都市計画マスタープランと同様に、説明内容の動画を作成し、11月17日から12月4日までの期間、市ホームページを經由して動画を配信いたしました。この説明会及び動画配信を通じて市民の皆様から意見を募集し、電子メールや郵送などの方法でご意見をいただきました。

説明会等でいただいた意見は合計で5件ありました。これらのご意見等も参考にさせていただきながら計画素案を修正し、12月25日の第4回専門部会で正式な案としてとりまとめていただきました。そして、この計画案について、1月12日から2月12日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、2件のご意見をいただきました。

その結果も踏まえまして、本日、都市計画審議会でご意見を伺い、3月末頃に策定・公表を予定しています。

続きまして、今回の改定内容を説明させていただきますので、資料6をご覧ください。

今回の改定につきましては、居住誘導区域の設定方法、2つ目、区域の見直し、3つ目、誘導施策の追加、4つ目、誘導施設の見直しの4つの内容となります。

最初に「1）居住誘導区域の設定方法」につきましては、現行計画において、豊川市全域のうち、視点1から視点4までの4つの視点に該当する区域を除外して居住誘導区域を設定しています。

今回の改定では、赤字で記載しております、除外する区域について新たな検討項目を2点、居住誘導区域設定後においても特定の事項に該当する場合に区域を変更する新たな規定を2点、それぞれ追加します。

1枚おめくりいただき2ページをご覧ください。居住誘導区域は、法律や国が示す指針によって、市街化調整区域や居住の用に供する建築物の建築が禁止されている区域、各種災害において被害が想定される区域等を除外して設定することとされています。

今回新たに追加する検討項目の1点目は、津波災害警戒区域についてです。本市の津波災害警戒区域は、法律に基づき、令和元年7月30日付で愛知県が指定し、三河湾沿岸の地区が指定されました。

現行計画策定時には市内に津波災害警戒区域が存在しなかったため、居住誘

導区域から除外する規定を設けていませんでしたが、今回の改定で、東日本大震災における浸水深と被災状況を取りまとめた国の調査結果をもとに、浸水深が2 m以上となることが想定される津波災害警戒区域について、居住誘導区域から除外する規定を設けます。

3 ページをご覧ください。浸水深が2 m以上となることが想定される津波災害警戒区域は、御津町の沿岸部で、図面上に赤色の点で示した箇所となります。

なお、図面の下段に赤字で記載してありますとおり、現行計画で規定されている居住誘導区域において、当該箇所は居住地には該当しないことから、今回、この規定に基づき居住誘導区域から除外する区域はありません。

次にページ下段になりますが、今回新たに追加する検討項目の2点目は、「視点3）活力の維持・創出に向けた検討により除外する区域」のうち、土地区画整理事業等の将来土地利用を踏まえた除外規定の見直しについてです。

1枚おめくりいただき4ページをご覧ください。現行計画では、工業系土地利用がされている区域について、現況土地利用のみに着目して居住誘導区域から除外しているため、土地利用転換が図られる土地区画整理事業区域内においても、居住誘導区域から除外されてしまいます。

現行計画では、準工業地域のうち、現況土地利用が1 ha以上の工業系土地利用の範囲を、土地利用等の一体性を踏まえて道路等の地形地物の境界により区域を定めて居住誘導区域から除外することとしていますが、今回、現況土地利用のみでなく、将来土地利用を踏まえた規定に見直すことで、除外対象となる区域であっても、土地区画整理事業の事業地内は居住誘導区域に含むこととします。この規定の見直しにより、ページ下段にありますとおり、豊川西部土地区画整理事業地内の青枠で囲まれた区域を、今回の改定で居住誘導区域に含むこととなります。

5 ページをご覧ください。続いて、居住誘導区域の設定後においても、適切な区域の見直しをするために新たに追加する規定内容についてです。

1点目は、災害の発生の恐れのある区域の取扱いについてです。

国の方針では、立地適正化計画の作成後に、居住誘導区域内の区域が災害危険区域等に指定された場合、可及的速やかに居住誘導区域から除外することが望ましいとされています。

しかし、被災が想定される区域は更新されるため、居住誘導区域設定後に、居住誘導区域内に被災が想定される区域が指定されることも考えられます。

そのため、国の方針に基づき、居住誘導区域においては、災害危険区域等と重複する場合は居住誘導区域から除く旨を計画書に記載し、該当した区域を速やかに居住誘導区域から除外することができるようにします。

次にページ下段、2点目は、陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて

です。

陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設が立地する区域は、居住誘導区域から除外する区域としていますが、国有地の売却等により、陸上自衛隊関連施設の区域でなくなった場合、一般の方が住宅等を建築することができるようになるため、居住の誘導等を行う必要がありますが、売却等を事前に把握することができず、また、事実発生後に法に定める手続きを行うこととなるため、速やかに居住誘導区域等に含めることができません。

そのため、「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域」として除外された箇所においては、国有地の売却等により除外理由が喪失した時点で、誘導区域の設定の考え方に照らし合わせ、誘導区域に含めるものとします。

6 ページをご覧ください。図の赤斜線で示した区域が既に売却され住宅地となっているため、今回の改定において、誘導区域の設定の考え方に照らし合わせて居住誘導区域に含むこととし、また、名鉄豊川線諏訪町駅から約 1 k m の範囲内であるため、都市機能誘導区域に含むこととします。

続きましてページ下段、「2）区域の見直し」についてです。

今ご説明しました居住誘導区域の設定方法の改定により、現行計画に規定する居住誘導区域及び都市機能誘導区域の一部を見直します。見直しをする区域は、7 ページをご覧ください。図でお示ししておりますとおり、豊川西部土地区画整理事業地内の一部と、陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設が立地する区域の一部となります。

続きまして、ページ下段、「3）誘導施策の追加」についてです。

今回の改定において、法改正等に伴う新たな誘導施策を計画に追加します。

1 つ目は「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」です。これは、都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内において、空き地・空き家等を活用し、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯等、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設についての、地権者合意による協定制度となります。

2 つ目は「低未利用土地権利設定等促進計画」です。これは、都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内において、空き地・空き家等の低未利用土地の利用に向け、地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行うものとなります。

8 ページをご覧ください。3 つ目は、「空間再編賑わい創出事業」です。これは、都市機能誘導区域内において、空き地・空き家等の低未利用土地を集約した土地に医療・福祉等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業です。

これらの施策は、都市機能や居住の誘導に資する施策であるため、誘導施策として今回の改定で計画に追加します。

また、4つ目の「新規施策の追加」として、今後予定されている市の事業等があります、総合保健センター（仮称）の整備、名鉄八幡駅南側における公共施設、商業、住宅等の整備、及び豊川公園の再整備について、都市機能誘導のための施策として今回の改定で計画へ追加します。

最後にページ下段の「4）誘導施設の見直し」についてです。

誘導施設とは、都市機能誘導区域に誘導すべき都市機能施設として位置付けている施設で、今回、赤字で表記しております2点について、それぞれ所管しております担当課との調整により見直しをすることとしました。

1点目は、通所・訪問系障害者福祉施設について、現行計画では、誘導施設とするサービスから短期入所を除外していますが、除外せず、誘導施設とします。

2点目、幼稚園、保育所等について、現行計画では国が許認可を行う幼稚園、保育所及び認定こども園のみを誘導施設としています。市の認可により実施することができる家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業を実施する施設を誘導施設とします。

3点目の生涯学習センターにつきましては、これまで誘導施設として公民館と生涯学習会館をそれぞれ位置付けておりましたが、先の12月議会において条例改正が議決され、名称が生涯学習センターに統一化されたことにより見直すものです。

以上が、今回の改定内容となります。

冒頭で申し上げたとおり、今回の改定は、策定時の内容を踏襲し、見直しが必要な箇所のみを変更する部分改定となりますので、資料4の「豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）（案）」と、資料5の概要版につきましては、基本的に現行の計画を一部修正、追記したものとしています。

資料4の本編をご覧ください。表紙を一枚おめくりいただき、目次をご覧ください。

今回の改定版の構成としましては、計画の主たる内容となりますまちづくりの方針や誘導区域、届出制度、計画の推進方法及び目標値等を計画書の前半にまとめました。

1枚おめくりいただき、目次の裏面をご覧ください。資料編の目次となります。今回の改定版では、計画策定の前提となります、まちづくりの課題や将来見通しの分析・評価のために整理した統計データや図面など策定時のデータを項目1から5として掲載するとともに、今回の改定のために整理したデータ等を項目の6に前計画の分析・評価として掲載し比較できるような構成としています。

次に、主な計画内容の修正点につきまして、概要版で説明させていただきますので、資料5をご覧ください。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

「人口の将来見通しと市民の生活への影響」につきましては、人口データ等を直近のものに修正しております。

2 ページをご覧ください。

上段の「まちづくりの方針」は、今回修正はなく、下段の「目指すべき都市の骨格構造」は、今年度行います総合計画の中間改定と整合を図り、図を更新しております。

3 ページをご覧ください。

「誘導方針」につきましては、修正はなく、現行計画に掲げております4つの方針掲げております。

4 ページをご覧ください。

上段の「居住誘導区域」につきましては、先ほど改定内容でご説明しました視点1に津波災害警戒区域の項目を追加し、中段の濃い青色部分に区域設定後の見直し規定を追加しております。下段の都市機能誘導区域の条件は現行計画を踏襲しています。

5 ページ、6 ページをご覧ください。

市内全域の居住誘導区域及び都市機能誘導区域につきましては、区域を見直した2か所を修正しております。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

都市機能誘導区域を拠点ごとに示したものとなりますが、こちらも中心拠点の自衛隊関連施設であった部分を修正しております。

9 ページをご覧ください。

「誘導施設の設定」につきましては、先ほど改定内容で説明させていただきました通所・訪問系障害者福祉施設と幼稚園・保育所等について、概要版では改定内容は表記されておりませんが、本編の巻末に掲載しております用語集において改定後の各施設の定義を示しております。それから文化の欄の小区分を生涯学習センターに修正しております。

10 ページをご覧ください。

都市再生特別措置法の規定により、立地適正化計画区域における行為等にかかる届出制度となります。現行計画では誘導区域外における届出の内容は記載しておりますが、今回の改定に合わせて、右下3の都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止を行う場合の届出の内容を追記しております。

11 ページをご覧ください。

上段の誘導施策につきましては、先ほどの改定内容でご説明しました施策を含め、居住誘導のための施策を7点、都市機能誘導のための施策を8点、それぞれ掲げております。

最後に、下段右側「目標値の設定」についてです。

本計画では、「居住誘導区域内の人口密度」と「主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員」の2つの指標について、目標値を設定しております。今回の改定にあたって、それぞれの現状値を確認し、どちらの指標につきましても青色で表記しております現況値のとおり目標を達成していることを確認していますが、今後本格的な人口減少が到来することから、その状況下においても人口密度を維持することを目指すこととし、令和22年の目標値は、現行の数値を据え置くこととしています。

以上で、豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）（案）に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第2号議案 質疑・採決

（会長）

どうもありがとうございました。それでは、只今説明いただいた立地適正化計画の令和2年度改定版について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【質疑応答】

（会長）

一部改定や見直しということで、28年に策定した内容が基本的にはそのまま踏襲されているということですね。

何かご意見等あればどうぞ。

（C委員）

資料6の7ページの3、誘導施策の追加のところで、右側の図の矢印について説明していただけますか。

（事務局：都市計画課長）

低未利用土地権利設定等促進制度の赤い矢印についてですか。

（C委員）

はい。

（事務局：都市計画課長）

これは、例えば公共駐車場と民間駐車場を交換することや、空き家や空き地と

いった低未利用土地を他の土地と交換することによって、例えば一つの公共用地にまとめてしまい、イメージ図中の灰色の矢印が示すように一体利用が図れるようにするという制度です。また、7ページの図でいうと、土地の交換後であっても、民間駐車場は駅の近くでそのまま事業形態が継続できます。

ただ、これは国の方で作られた制度であり、豊川市で今のところ具体的な施策は特にございませんが、この制度を利用する際の優遇制度を受けるためには、各自治体の立地適正化計画にこの制度が位置付けてあることが条件となるため、今回の改定に併せてこの計画書に記載しております。

以上でございます。

(C委員)

ありがとうございます。

(会長)

その他何かあれば。いかがでしょうか。

特に無ければ私の方から質問です。第1号議案の都市計画マスタープランについても同様ですが、どちらとも計画書の概要版を作られると思います。皆様に周知するためには、本編よりもこの概要版を多く印刷し配布されると思うのですが、何部位印刷する予定ですか。

(事務局：都市計画課長)

今のところ1000部を印刷する予定としています。また、今の時代ですのでホームページでもすぐにダウンロードしていただけたらと考えております。本編の方は内容がとても多いので、まず概要版をご覧ください、その後で本編も見てくださいというような流れを想定しております。

(会長)

参考意見としてですが、動画配信で普及、啓蒙活動するというのも一つの方法かもしれませんね。

何かその他、ご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようでしたら、この第2号議案についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第2号議案についてまとめたいと思います。この第2号議案、「豊川市立地適正化計画（令和2年度改定版）について」、原案どおりでご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

(会長)

ありがとうございます。それでは第2号議案についても、原案どおりで異議なしと認めます。

本日の議案の審議は以上で終了です。その他事務局から連絡がありましたらお願いします。

(事務局：課長補佐)

事務局からは特にございません。

5 閉会

(会長)

それでは、以上をもちまして本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。どうも皆様のご協力ありがとうございました。